

●○○ 第 191 回あすか倶楽部 定例会 ○●●

テーマ：消費者安全調査委員会における事故調査の現状と課題

講師： 消費者庁消費者安全課事故調査室

課長補佐 米山 眞梨子 様

日時： 2017 年 4 月 15 日（土） 14:00～17:00

場所： トヨタ自動車池袋ビル 6 階 604 会議室

### 1. 消費者庁について

消費者庁は、消費者行政の「司令塔」「エンジン役」として H.21.9.1 に発足した。

- ◆消費者事故等の情報を一元的に集約し、調査・分析する
  - ◆情報を迅速に発信して、注意喚起
  - ◆緊急時対応が必要な、生命・身体事案への政府一体となった対応
  - ◆各省庁に対する措置要求
  - ◆所管府省庁が定かでなかった「すき間事案」への対応（勧告等）
  - ◆消費者に身近な表示、取引、安全などに関する法律を所管・執行
  - ◆横断的な制度を企画・立案
- などの役割がある。

### 2. 消費者庁における消費者事故情報の収集

- ◆消費者庁の発足に伴い事故情報の一元的な収集が行われている。
- ◆関係行政機関・地方公共団体等は重大事故等が発生した旨の情報を得た場合、消費者安全法に従い、直ちに消費者庁に通知しなければならない。  
(重大事故等以外でも消費者事故等の情報を消費者庁に通知する必要がある。)
- ◆また消費生活用製品安全法に係る重大事故について事業者は消費者庁に報告しなければならない。
- ◆個別法にはよらないが、医療機関などからの事故情報も集約される仕組みとなっている。(任意)
- ◆更に、日常の身の回りの製品、食品、サービスなどによる事故等が「事故情報データベース」に登録されている。  
(すべての登録情報はインターネット上で誰でも閲覧・検索が可能であり、地方公共団体、報道関係者、研究者、消費者等の様々な主体によって、事故防止に活用される。)

### 3. 消費者安全調査委員会の取組み

消費者事故等の原因を究明し、再発・拡大防止の知見を得るための調査を行い、調査結果に基づき内閣総理大臣に対する勧告・意見具申等を行う組織として H.24.10.1 に

消費者庁に「消費者安全調査委員会」が設置された。

- ◆事故調査の目的・・・事故の予防・再発防止であり、責任追及ではない。
- ◆事故調査に求められる属性・・・独立性、公正性、網羅性、専門性

◆調査の対象は、生命・身体分野の消費者事故である。(ただし運輸安全委員会の調査対象とされる鉄道、船舶、航空機の事故は対象外とされる。)

◆事故等原因調査の対象の選定指針・・・1) 公共性 2) 被害の程度 3) 単一事故の規模 4) 多発性 5) 消費者による回避可能性 6) 要配慮者への集中、これらの要素を総合的に勘案して判断される。

消費者安全調査委員会が行う事故調査の基本的な方針

- ◆個別の事故調査の視点
- ◆幅広い事故に応用できる知見を引き出す
- ◆身近に潜むリスクを丁寧に伝える
- ◆責任追及を目的としない科学的、客観的な事故調査

消費者安全調査委員会が調査を行った事案として「ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒の事故」「幼稚園で発生したプール事故」「エスカレーターからの転落事故」他 7 件についての紹介があった。

また消費者安全調査委員会による提言のフォローアップとして、原則 報告書公表から 1 年後の委員会に関係行政機関に出席してもらい取組み状況を把握することになった。

## 【 所感 】

消費者事故という誰にでも起こりうるテーマだったので、参加者全員が真剣に聞き入っていました。

事故はどんなに気を付けていてもゼロにすることはできません。

万が一、消費者事故がおきた場合には、他の人が同じ事故にあわない為にも消費生活センターやメーカーなど事業者に知らせることが大事だと思いました。

知らせることで、その情報が企業や行政に伝わり、製品の改善や、私たちを取り巻く環境の改善につながります。

消費者事故の予防、再発・拡大防止のために、今後さらに消費者安全調査委員会の取組みが重要性を増してくると思います。

製品は、使われる環境によって危なさが変わる(業務用を家庭用に転用した場合など)、利用者が決められた使用方法を守っていれば安全という考え方ではなく、様々な状況を想定して 事故の発生をより広く確実に予防する安全対策を進めて行くべき、などの報告書の要旨が心に残りました。

報告者 36期 水上恵美子